

COTOHA Meeting Assist

利用規約

(規約の制定)

- 第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は COTOHA Meeting Assist 利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより SaaS 型業務支援サービスである、COTOHA Meeting Assist(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約(料金表に規定のあるメニュー毎の特則も含みます。)を誠実に遵守するものとします。
 - 3 本サービスの詳細は当社が当社の Web サイトに公開するマニュアル等に記載の通りとします。
 - 4 本サービスの利用は日本国内に限るものとします。
 - 5 本規約において用いる用語の定義は以下の通りとします。

用語	意味
本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。
音声データ	本サービスにて契約者が本サービス用設備に送信若しくは記録した音声データ。
文字データ	本サービスにて契約者が本サービス用設備に送信若しくは記録した文字データ。

(本サービスの目的)

- 第2条 本サービスは、当社が本サービス用設備と当社が指定する API(他事業者が提供するものを含みます。以下同じとします。)を接続し、契約者が音声認識による音声データの文字起こし及び関連した業務支援の用途で一元的に利用できることを目的とし、料金表の第1表に規定するメニューを提供するサービスです。当社は当該目的の範囲で本サービスの利用権を許諾するものとし、本サービスの利用権は、譲渡不可、再許諾不可、かつ非独占的なものとします。
- 2 契約者は、当社が別に提供する第8種ホスティングサービスに係る機能(ただし、追加機能は除きます)を追加の費用の支払いを要せずに利用できるものとします。当該利用においては、契約者は当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan/ip.html>)の規定(OCN ホスティング又は Biz メール&ウェブをご利用の場合)を順守するものとし、当該規定に違反した場合、当社が本サービスの契約の利用停止または解除を行う場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(本規約の変更)

- 第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当社は当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。
- 2 削除
 - 3 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第4条 削除

(利用料金)

第5条 本サービスの利用料金は本規約別紙1「料金表」において定めるものとします。

(利用料金の支払義務)

- 第6条 契約者は、当社が第4条5項により通知する利用開始日を含む月の翌月から起算して、契約の解約日を含む月までの期間について、料金の支払を要するものとします。
- 2 本サービスの料金の算定は本規約別紙1「料金表」に定めるところにより月額で算定するものとし、料金月の初日以外の日に品目等の変更及び契約の解除があった場合は、当該変更及び解除のあった月の利用料金及び使用料を日割にて算定します。
 - 3 第13条に定める利用中止又は第14条に定める利用停止の期間中も、契約者は、本サービスに係る契約期間中の料金の支払を要するものとします。

(支払方法)

第7条 当社は、契約者に対し、本規約別紙1「料金表」に定めるところの利用料金につき、利用月(手続きに関する料金については当社が当該手続きを完了した日の属する月)の翌月20日までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

(延滞利息)

第8条 当社は、契約者が料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払を行わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する権利を有するものとします。

(最低利用期間)

- 第9条 本サービスの最低利用期間は、別紙1「料金表」に定める通りとします。
- 2 契約者が本サービスの契約を最低利用期間内に解約又は変更する場合、契約者は別紙1「料金表」に定める金額の支払を要するものとします。

3 前項の定めにかかわらず、契約者が、第3条(本規約の変更)に基づく本サービスの機能の継続利用に関わるサービスの変更若しくは料金の変更又は第20条に定める本サービスの一部又は全部の廃止を理由に本サービスの契約を解約する場合、当該変更又は廃止に関する当社による通知から10日以内に契約者が解約の申込みをした場合に限り、当社は契約者に前項に定める請求を行わないものとします。

(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

第10条 契約者は、契約者が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、その全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとします。

(契約者が行う本サービスの解約)

第11条 契約者は、本サービスの契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、解約しようとする日より1営業日前までに、当社に対して書面により申出を行うものとします。

(当社が行う本サービスの解約)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの契約を解約することができるものとします。

- (1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき
 - (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの利用料金を支払わないとき
 - (3) 第4条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に事実と異なる内容を記載したとき
 - (4) 強制執行若しくは執行保全処分又は競売の申立があったとき
 - (5) 第三者より差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産・民事再生・特別清算・会社更生手続き開始等の申立があったとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき
 - (6) 租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全処分を受けたとき
 - (7) 資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき
 - (8) 監督官庁より営業の停止、取消等の処分を受けたとき
 - (9) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
 - (10) 利用規約を履行することが困難となる事由が生じたとき
 - (11) 前各号に定めるほか、本規約に違反したとき
- 2 当社は前項の規定により本サービスの契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用中止)

第13条 当社は、次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき
 - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき
 - (4) 本サービスが接続する他事業者のAPIへの接続ができない場合
 - (5) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき
 - (6) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要であると当社が判断する場合
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第14条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者への事前の通知をすることなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第21条(契約者の義務)の規定に違反したとき
 - (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- 2 当社は、契約者の本サービスへのリクエスト頻度、サーバーの繁忙状況その他当社の判断に基づき、契約者による本サービスの利用に制限を設けることができるものとします。

(データ等の取扱い)

第15条 当社は、当社の電気通信設備等に保存されたデータが滅失若しくは毀損した場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。契約者は、自らが必要とするデータについてはバックアップ等の措置を行うものとします。

2 当社は、当社の電気通信設備等に保存されたデータが漏洩した場合、又は漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に利用された場合、これらが当社の故意又は重過失による場合を除き、契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(データ等の利用)

第16条 当社は、当社の電気通信設備等の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備等に保存されたサービスログ及びアクセスログ等のデータを確認、分析、調査及び複製又は複製等必要な行為をすることができるものとします。この場合において、当社は、契約者の

同意を得ることなく音声データ及び文字データを閲覧しないものとします。

- 2 メニュー毎にデータ等の利用の規定がある場合、当該規定も前項の規定に加え適用されるものとします。
- 3 本条の定めに係らず、当社は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で当社の電気通信設備に保存された契約者の情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当社は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を契約者に通知するものとします。

(データ等の削除)

第 17 条 当社は、第 20 条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、第 11 条(契約者が行う本サービスの解約)又は第 12 条(当社が行う本サービスの解約)の本サービスの契約の解約があったときは、すみやかに当社の電気通信設備等に保存されているデータを当社指定の方式により削除できるものとします。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

(責任の制限)

- 第 18 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じ)にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者に直接かつ現実に生じた損害を賠償するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限る)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金を発生した直接損害とみなし、その直接損害額に限り賠償するものとします。
 - 3 当社が故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項に定める当社の責任の制限の規定は適用しないものとします。

(免責)

- 第 19 条 当社は前条に定める場合を除き、契約者に係る逸失利益、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害等の損害及び第三者に発生した損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により、契約者が第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 2 当社は、明示又は黙示を問わず、本サービス(本サービスにおける音声認識の正確性、音声認識に要する時間、翻訳の正確性及び当該翻訳に要する時間を含みますが、これらに限られません。)の正確性、実現性、市場性、有用性、特定目的適合性、有効性並びに本サービス利用による契約者の本サービス利用対象となる業務の改善可能性について保証しません。
 - 3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。
 - 4 当社は、当社の故意又は重過失によるものである場合を除き、本サービスの利用により、契約者と第三者との間において生じた損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求を行わないものとします。
 - 5 当社は、本サービスの変更等により、契約者の自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。
 - 6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(本サービスの廃止)

- 第 20 条 当社は、当社の判断により本サービスの一部又は全部の廃止を行うことができるものとします。
- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、本サービスの一部又は全部の変更又は廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 4 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部を廃止する場合には第 3 条(本規約の変更)に定める方法によるものとし、全部を廃止しようとするときは、その 4 ヶ月前までに、あらかじめ契約者に通知するものとします。

(契約者の義務)

- 第 21 条 契約者は本条に定める事項を遵守するものとします。
- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為を行わないこと
 - (7) 適用される法令を遵守の上、本サービスにデータを送信すること
 - (8) 「外国為替及び外国貿易法」、これに関連する関係法令及び規則等(以下総称して「法令等」といいます。)、米国輸出管理規則(EAR)及びこれに関連する法令等、並びに輸出先の輸出管理に関する法令等に違反しないこと
 - (9) 第 2 条に定める目的以外の本サービスの利用をしないこと
 - (10) 本サービスが出力したデータを、直接的又は間接的に機械学習のための学習データとして用いないこと
 - (11) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

- (12) その他、法令、本サービスの契約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスその他のサービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。ただし、当該義務違反が当社の指示に基づく場合はこの限りではありません。
- 4 契約者は、本サービスに係る ID/パスワード等当社より契約者に対して発行する認証情報を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせはなりません。当社は、ID/パスワード等当社より契約者に対して発行する認証情報の一致を確認した場合、当該 ID/パスワード等当社より契約者に対して発行する認証情報を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなして取り扱うものとします。
- 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者の本サービスへのアクセスを制限する等必要な措置をとることができるものとします。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第 22 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が本サービス利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバーに到達した時又は FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が本サービス利用開始に際して、又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) 第 3 条(本規約の変更)第 1 項及び第 20 条(本サービスの廃止)第 3 項に定める通知についてはメール、郵送等により通知されたことを契約者が容易に認識できる方法で行うものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(本サービスに係る知的財産権の帰属等)

第 23 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、取扱マニュアル、個別辞書等を含むがこれらに限られない。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、プログラム等を次の通り取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと
- 3 当社は本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証しません。
- 4 本サービスの利用が第三者の保有する知的財産権その他の権利を侵害しているとして、契約者が、第三者より請求、警告、訴えの提起等(以下「紛争」といいます。)を受けたときは、紛争が当社の帰責事由に起因する場合を除き、契約者の費用及び責任において紛争を処理・解決するものとします。また、当社又は契約者は他方当事者が紛争を処理・解決するにあたり、合理的に可能な範囲で他方当事者に協力するものとします。本項に定める場合を除き、当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について責任を負わないものとします。
- 5 契約者は、本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していること又はそのおそれがあることを知った場合には、速やかに当社に連絡するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 24 条 当社は、本サービスの提供にあたり、取得した個人情報については、本規約に定めるほか、当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に基づき取り扱うものとします。

(秘密の保持)

第 25 条 契約者及び当社は、本サービスの契約に関連して相手方から開示された機密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に公表、漏洩し、又は本サービスの契約履行の目的以外に使用してはならないものとします。本規約において「機密情報」とは、本サービスの契約を通じて知り得た相手方の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、

- (1) 機密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報、又は
- (2) 口頭で開示され、(a)開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、(b)開示後 14 日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報をいいます。

- 2 ただし、次に掲げるものは機密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 受領当事者への開示後に受領当事者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報
 - (3) 受領当事者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (4) 受領当事者が開示当事者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 開示当事者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報
- 3 いずれの当事者も、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができるものとします。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示前にその旨を相手方に通知するものとします。
- 4 本条に定める義務は、本サービスの契約が終了した日から1年間、引き続き有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第26条 契約者は、現在、自社又は自社の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、共生者、暴力団等親交者、その他これらに準ずる反社会的団体又は勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないこと並びに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 - 3 当社は、契約者が反社会的勢力であること又は第1項各号及び第2項各号の一に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、契約者の調査を行うことができ、契約者はこれに協力するものとします。また、契約者は、自らが第1項各号及び第2項各号の一に該当する又はそのおそれがあることが判明した場合には、当社に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
 - 4 当社は、契約者が前三項のいずれかに違反した場合は、契約者の有する期限の利益を喪失させ、また通知又は催告等何らの手続きを要することなく、契約者に対する書面による通知により、直ちに本サービスの契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - 5 当社は、前項に基づく解約により契約者が被った損害につき、責任を負わないものとします。

(不可抗力)

- 第27条 地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当社の合理的な管理を超える事由(以下「不可抗力」という。)により、本規約に基づく当社の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当社は契約者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。
- 2 前項により、契約者が過大な損害を蒙る場合は、当社と契約者はその負担について協議の上、解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第28条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

- 第29条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分及びその他の条項は、引き続き完全に効力を有するものとします。
- 2 当社による本規約上の権利の不行使は、当該権利の放棄とはみなさないものとします。

(準拠法)

第30条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(存続条項)

- 第31条 第8条、第16条、第17条、第19条、第21条2項、第23条、第24条、第25条、第29条乃至第31条の規定は、本サービスの契約の有効期間の終了後も有効とするものとします。
- 2 本サービスの契約において発生した一方当事者の他方当事者に対する金銭債務は、本サービスの契約の終了により免除されないものとします。

別紙1「料金表」

通則

(端数処理)

1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

2 第5条の規定により料金表の定める料金の支払を要するとしている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金の算定)

3 契約者は料金表 第1表に定める単位ごとに、第6条に定める方法により算定した料金を支払うこととします。

(最低利用期間)

4-1 当社が本サービスの利用にあたって契約者に通知する利用開始日を含む月から2か月後の月の末日までを最低利用期間とします。なお最低利用期間中に契約数量の変更があった場合においても、最低利用期間は変更しないものとします。

4-2 前項の定めに係わらず、契約者が本サービスを初めて利用する場合に限り、利用開始日を含む月の間に本サービスの契約を解約する際には、前項の定めを適用しないものとします。

(最低利用期間中の解約・変更時の費用の支払い義務)

5-1 契約者が以下に定める解約又は変更を行う場合、以下に定める費用の支払いを要するものとします。

(1) 本サービスの契約を最低利用期間内に解約する場合、契約者は、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を当社が別に通知する期日までに一括して当社に支払うものとします。

(2) 契約者が最低利用期間内に本サービスの契約の変更を行う場合であって、当該変更後の月ごとの利用料金が当該変更前より減少する場合、契約者は当該減額分の金額に当該変更が効力を発生した日から最低利用期間満了日までの月数を乗じた金額を当社が別に通知する期日までに当社に一括して支払わなくてはならないものとします。

料金表 第1表

1-1 基本メニュー

メニュー	単位	価格
基本サービスの契約	1 契約毎	35,000 円(税込 38,500 円)

1-2 オプションメニュー

メニュー	単位	価格
CMA CPU・メモリ追加 *1	1CPU・8GB 毎	10,000 円(税込 11,000 円)
CMA ディスク容量追加(GB) *2	10GB 毎	1,000 円 (税込 1,100 円)
API パック(G) *3	1 パック毎 *4	15,000 円(税込 16,500 円)

*1 CPUとメモリのセット追加となります。初期値と合わせて最大16コア、128GBまで追加可能です。

*2 初期値と合わせて最大1TB(1,000GB)まで追加可能です。

*3 APIパック(G)は、当社が本サービス用設備と当社が指定するAPIを接続し、契約者へ音声認識による音声データの文字起こし及び関連した業務支援の用途で一元的に提供するものです。当社は、契約者が本サービスに投入した音声データ及び文字データの一部を、本サービス用設備経由で当社が指定するAPIにも送信し、当該音声データ及び文字データは当社が指定するAPIの提供事業者により処理されます。当社が指定するAPIの提供事業者による当該データの処理について、当社は責任を負わないものとします。前述の定めに加えて、契約条件については、SLA及び料金に係るものを除いて当社のSmart Data Platform サービス利用規約別冊(クラウド/サーバー)別紙9(パートナークラウド)に定める(2) Hybrid Cloud with Microsoft Azure 及び(3) Hybrid Cloud with GCPに係るものに規定される条件に準じます。この場合において、本規約と齟齬がある場合は本規約が優先されます。

*4 最低1パックの契約が必要です。最大50パックまで追加可能です。

1パックとは、以下の会議モデルで利用した場合におけるAPI利用料金50時間分に相当します。(実際の利用時間は利用環境や方法、レートによって変動します。)

- 発言時間60分あたりの発言文字数が20,000文字とし、日本語と英語間で翻訳を利用する。

1-3 工事費

工事費項目	料金	
	新規申込の場合	変更申込の場合
サービスの利用開始	0 円	—
CPU・メモリ追加	0 円	4,000 円(税込 4,400 円)
ディスク容量追加	0 円	4,000 円(税込 4,400 円)
API パック(G)	0 円	4,000 円(税込 4,400 円)
サービス初期化	—	11,000 円(税込 12,100 円)
オプション削除	—	0 円

附則(平成 31 年 3 月 28 日 ACAI 00479436 号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則(令和元年 7 月 10 日 ACAI 00519367 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和元年 7 月 11 日から実施する。

附則(令和元年 9 月 11 日 AC 企 00541561 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附則(令和 2 年 3 月 30 日 ACAI 00630445 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和 2 年 3 月 30 日から実施する。

附則(令和 2 年 8 月 26 日 APS1サ 00682551 号)

(実施期日)

この改訂規約は、令和 2 年 8 月 28 日から実施する。

附則(令和3年5月 25 日 APS企第 00787261 号)

この改訂規約は、令和3年6月1日から実施する。

附 則(令和 4 年 11 月 4 日 CAS1サ第 00980839 号)

この改訂規約は、令和 4 年 11 月 8 日から実施する。

附 則(令和 4 年 10 月 12 日 CAS1サ第 00972619 号)

この改訂規約は、令和 4 年 11 月 14 日から実施する。

附 則(令和 6 年 1 月 25 日 CAS3サ 000400000751-01 号)

この改訂規約は、令和 6 年 3 月 1 日から実施する。